

職業実践専門課程の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																					
大阪歯科衛生学院専門学校		平成27年4月1日		中本 毎彦		〒532-0011 大阪市淀川区西中島3-8-18 (電話) 06-4806-8600																					
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																					
学校法人大原学園		平成25年3月1日		中川 和久		〒101-0065 東京都千代田西神田1-2-10 (電話) 03-3291-0151																					
分野	認定課程名	認定学科名		専門士	高度専門士																						
医療	医療専門課程	歯科衛生学科		令和2年文部科学省認定	-																						
学科の目的	歯科衛生士に必要な専門知識・技術の習得はもちろんのこと、基本的なマナーや協調性、コミュニケーション能力といった現場で求められる歯科衛生士の資質を身に付けるべく、常に教育精度を高めて参ります。また、社会生活の中で必要とされる立ち振る舞い、挨拶や言葉遣いなどの一般常識、文書作成や電話対応などのビジネス教養など、社会人として必要な常識・教養を兼ね備えた歯科衛生士の育成を目指します。																										
認定年月日	平成〇年〇月〇日																										
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																				
3年	夜間	2,640	1,478	8	1,154	0	0																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																						
120人	76人	0人	4人	1人	5人																						
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表しそれぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP(Grade-point)を与える。科目ごとの授業において、各回にミニテストを実施し、当該ミニテストの得点により平常点を算出したものと、学期ごとの単位認定試験(筆記試験、実技科目は実技試験、実習科目は実習評価票)の成績を加算、数値化し、成績評価の判定を行っている。具体的には次の通りである。秀90点以上、優89点・80点、良79点～70点、可69点～60点、不可59点以下																						
長期休み	■学年始:4月1日 ■夏 期:校長が別に定める ■冬 期:校長が別に定める ■春 期:校長が別に定める ■学年末:3月31日		卒業・進級条件		卒業の認定は、修業年限以上在学し、2460時間以上を履修し、かつ定められた授業科目及び単位数(93単位)を修得し、卒業審査に合格した者について、校長が行う。また、卒業については、次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。 (1) 履修時間の出席率 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績 (3) 実習先施設の評価 進級の認定は、各学科の各学年において定める授業時間の履修及び単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、進級判定委員会にて審査を行う。																						
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 担任を中心に本人・保護者へヒアリング・指導を行い、問題を1つずつ解決しながら、学校へ復帰できる環境作りを行っている。		課外活動		■課外活動の種類 (例) 学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 全日本電卓競技大会 運動系クラブ活動 ■サークル活動: 有																						
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等(令和2年度卒業生) 医療法人尚正会上原歯科、医療法人社団理祥会やまもとファミリー歯科医院、おくだ歯科クリニック、医療法人緑士会大谷歯科、林歯科、医療法人天紋会あもうホーム歯科クリニック、れんしゃ矯正歯科、エール歯科、医療法人オレンジ会井上歯科、のだファミリー歯科、医療法人こうざき西歯科クリニック、医療法人徳旺会長谷川歯科医院、医療法人慈恩会プラチナデンタルクリニック大阪 ■就職指導内容 全体指導によるレクチャー 個別面接トレーニングなど ■卒業生数 : 22 人 ■就職希望者数 : 18 人 ■就職者数 : 18 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 81.8 % ■その他 ・結婚による家事手伝い 1人 ・アルバイト 3人 (令和 2 年度卒業者に関する 令和3年5月1日 時点の情報)		主な学修成果(資格・検定等)※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (令和2年度卒業者に関する令和3年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科衛生士資格試験</td> <td>②</td> <td>22人</td> <td>21人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (例) 認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	歯科衛生士資格試験	②	22人	21人												
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																								
歯科衛生士資格試験	②	22人	21人																								

<p>中途退学の現状</p>	<p>■中途退学者 10名 ■中退率 13%</p> <p>令和2年4月1日時点において、在学者79名(令和2年4月1日入学者を含む) 令和3年3月31日時点において、在学者69名(令和3年3月31日卒業者を含む)</p> <p>■中途退学の主な理由 病気療養のため・家庭都合のため</p> <p>■中退防止・中退者支援のための取組 中途退学の兆しとして、欠席・遅刻・早退の増加、授業への集中力の欠如および資格取得意欲の低下などに現れる。よって、以下の内容を防止策として取り組んでいる。 (1)欠席等の防止 一定の欠席累計到達者に対する面談による改善指導など (2)学習に対する意欲低下 目指す職業に就くためにカリキュラムの必要性を説明するガイダンスなどを定期的に実施する。</p>
<p>経済的支援制度</p>	<p>■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有</p> <p>※有の場合、制度内容を記入</p> <p>①試験による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「試験による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原独自の特別奨学生試験の結果に応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ②資格・クラブ活動による特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「資格・クラブ活動による特別奨学生制度」を実施しています。この制度は、大原学園入学までに取得した資格や成績を一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の全額または一部を免除するものです。 ③面接のみによる特別奨学生制度: がんばる人を支援するために「面接のみによる特別奨学生制度」を実施しています。この制度は大原学園入学制度を利用して出願される方を対象として面接のみで一定のランクに認定し、そのランクに応じて入学金・授業料の一部を免除するものです。</p> <p>■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※本年度認定の為、活用学生は0名</p>
<p>第三者による学校評価</p>	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)</p>
<p>当該学科のホームページURL</p>	<p>https://www.o-hara.ac.jp/osaka/gakkou/shika/</p>

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除いたものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。

(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①卒業生の主な就業先である歯科医院と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を修得した即戦力となる人材を育成する。
- ②解剖学、生理学、口腔学、病理学、微生物学、薬学、衛生学等についての解釈論、改正動向や、歯科医院等での実際の取り組みなどの教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①、②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにする事で、教育の質の確保ならびに更なる教育の質向上に活用する。
- ④当学園の教育課程の編成は一部の学科を除き学園本部が統括している。そのため教育課程編成委員会も各分野ごとに各校共通の組織を設置する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

①位置付けについて

教務部(課)の上位に教育課程編成委員会を設置し、企業等からの提言を参考にして本校の教育課程編成について協議策定するための機関として位置付ける。また、委員会での協議結果は大原学園教育本部に提出し、大原学園全校の教育課程編成にも活用していく。

②意思決定の過程について

(ア)学科の目的に基づき予め学内において現状の課題等を明確にした上で、教育課程編成委員会に提言を求める。

(イ)委員会では企業等からの意見を参考に次年度以降の教育課程編成に関する改善案を策定する。

(ウ)委員会での協議内容は学園教育本部に提出し、学園全校の教育課程編成にも活用していく。

(エ)大阪歯科衛生学院専門学校は教育課程編成委員に教育現場の責任者である校長、就職本部、教務部長(課長)が参加することで、企業等の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(オ)大阪歯科衛生学院専門学校は上記(エ)を受けて歯科衛生学科事業計画の策定を行う。また毎月行われる歯科衛生士教務部会会議にて委員会からの意見等を教育課程(授業内容、実習方法等)に反映させ、よりよい教育環境の改善を行う。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和3年9月6日現在

名前	所属	任期	種別
重塚 悟	大原学園 関西事業部 事業部長		
吉川 直樹	大原学園 大阪歯科衛生学院専門学校 教務部長		
星野 洋明	大原学園 大阪歯科衛生学院専門学校 保育・歯科衛生・救急救命士課 課長		
山口 千里	大阪府歯科衛生士会 副会長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	①
奥村 信	オクムラ歯科医院 医院長	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	③
重永 拓郎	しげなが歯科・矯正歯科 委員長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合には、種別の欄は空欄で構いません。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回実施(8月、11月)

(開催日時(実績))

令和2年度 第1回 令和2年8月5日 16:05～17:10

令和2年度 第2回 令和2年11月18日 16:20～17:10

令和3年度 第1回 令和3年8月5日 16:40～17:40

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
 委員のご意見
 コロナ感染対策として外部臨床実習を学内において行う場合の重要項目、技術について実際の患者様との関わりを想定し、次の項目の実施提案をいただく。
 ・学生同士で実際に想定した相互実習。
 ・学生の親族等の協力を得ながら親族等を患者様と想定した実習を行う。(歯周基本検査、診査等の流れを診る)
 ・コミュニケーションを知る現場のため面談など、問診の取り方やブラッシング指導などをグループワーク等行う。

活用科目等
 科目名:臨床実習Ⅱ
 授業科目概要:歯科医療現場を知り、歯科治療の実際と歯科衛生士業務の実際を知る。
 活用:コロナ禍の影響により非常事態宣言がなされ、外部臨床実習(臨床実習Ⅱ)の受入れ中止となった。事前に委員の意見に基づいた学内実習に置き換えた場合のカリキュラム構築がなされていたため授業科目の概要を含め学生に不利になることなく科目履修を行うことができた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

- (1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
- ①歯科衛生士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、歯科診療施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組立を行なう。
 - ②歯科診療施設等との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と、社会人としての意識改革を実現する。
 - ③歯科診療施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを歯科診療施設等での実務の視点から評価を仰ぐ。

- (2)実習・演習等における企業等との連携内容
 ※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記
 職業実践の趣旨をご説明し、ご理解頂いたうえで、歯科診療施設等に臨地実習(臨床実習を含む)受け入れ依頼を行い、臨地実習(臨床実習を含む)受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打合せを行い、授業法方法や目標到達点、学生の習熟状況の評価など下記の4点について連携を行っている。
- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
 - ② 施設内の各部署の見学、実習の実施
 - ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による施設訪問
 - ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
臨地実習Ⅱ	歯科診療施設における歯科診療の一連の流れを把握し、学習内容の理解を深めるとともに、歯科診療施設の機能と歯科衛生士の職務、関連職員との連携について理解を深める。また、実践を通じて歯科診療の内容や記録の重要性への理解を深める機会とする。 歯科衛生士としての専門知識、専門技術を実践につなげ、歯科医療の現場におけるチームの一員としての連携の重要性、報告、連絡、相談を徹底させ実習日誌を通して記録の重要性を認識させる。歯科医療の実際について理解を深める機会とする。	やまぎ歯科医院、橋川ともこ歯科医院、伊藤歯科医院、医療法人社団ナチュラルスマイル会ナチュラルスマイル西宮北口歯科、信貴歯科医院 総数41院
臨地実習Ⅲ	臨床実習Ⅱに引き続き、更に歯科医療への理解、歯科衛生士の職務、関連職員との連携等への理解を深め実践力を高める。また医療法人、口腔外科病院等での臨床実習、高齢者福祉施設、小学校、中学校、特別支援学校、児童福祉施設などで歯科保健指導実習を行いより高度な実践力を身につける。	大阪府済生会中津病院、医療法人健志会ナミ歯科クリニック、医療法人ゆめはんな会ヨリタ歯科クリニック、医療法人森田歯科、医療法人禄士会大谷歯科 総数35院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

専門的かつ実践的な知識・技能を有し即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。

「大原学園教職員研修規定」の目的に定めるとおり、教職員が専攻分野に関する知識・技能・企画力・判断力等を高めるための環境を整備し、所属長の指示又は本人の意思により、下記に示した研修を公平に研修等を受講する機会を与えるものとする。

①教育課程編成委員会に参画する企業等から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修

②大学教授等専門分野に特化した講師として招いた研修会の実施

③学内に設置される附帯教育講座を利用した自己啓発

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「歯科衛生士専任教員講習会」(連携企業等: 公益社団法人大阪府歯科衛生士会)

期間: 令和2年10月4日(日)

対象: 歯科衛生学科職員

内容: 歯周病新分類は出版物やなどでも内容がわかりづらいものとなっている。

歯周病新分類についての理解、歯周病再生治療薬リグロスを用いた症例の説明など最新情報の確認を行った。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「そもそも『進路を保障する』とはどういうことか?」～進路指導との違い～(連携企業等: 大阪専修学校各種学校連合会)

期間: 令和2年10月2日(金)

対象: 歯科衛生科学教員

内容: 現在のコロナ禍において、学生の進路活動はこれまでの常識が通用しない状況となっている。オンライン面接なども行われている中、学生の不利な状況にならないように、進路を保障するとはどういうことかをテーマとし、進路指導を行う上での、注意事項等を講義形式で実施された。

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「歯科衛生学の体系化とコロナ禍教育の課題」(連携企業等: 近畿北陸地区歯科衛生士教育協議会)

期間: 令和3年7月30日(金)

対象: 歯科衛生学科教員

内容: 歯科衛生士を養成するために必要な最新技術、加療方法について紹介をされる。最新知識への置き換えと共に、昨今のコロナ禍における感染予防を意識した実習授業などの紹介があり、教育上必要な知識の吸収と感染予防策について更なる専門知識を修得できた。

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「メンタル面で支援が必要な生徒への支援を考える」～困難な状況にある生徒を救済するために

(連携企業等: 大阪府専修学校各種学校連合会)

期間: 令和3年6月25日(金)

対象: 歯科衛生学科職員

内容: メンタル面での支援が必要な生徒・学生等への支援をどのように取り組めばよいのかを学び、学生指導の参考となる研修であった。

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得教育、実務教育を施し、人格の陶冶を行いもって有為な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現出来ているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	①理念・目的・育成人材像は定められているか。 ②学校の特色はなにか。 ③学校の将来構想を抱いているか。
(2)学校運営	①運営方針は定められているか。 ②事業計画は定められているか。 ③運営組織や意思決定機能は効率的なものになっているか。 ④人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか。 ⑤意思決定システムは確立されているか。 ⑥情報システム化等による業務の効率化が図られているか。
(3)教育活動	①各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか。 ②修業年限に対応した教育到達レベルは明確にされているか。 ③カリキュラムは体系的に編成されているか。 ④学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか。 ⑤キャリア教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法などが実施されているか。 ⑥授業評価の実施・評価体制はあるか。 ⑦育成目標に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか。 ⑧成績評価・単位認定の基準は明確になっているか。 ⑨資格取得の指導体制はあるか。
(4)学修成果	①就職率(卒業者就職率・求職者就職率・専門就職率)の向上が図られているか。 ②資格取得率の向上が図られているか。 ③退学率の低減が図られているか。 ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか。
(5)学生支援	①就職に関する体制は整備されているか。 ②学生相談に関する体制は整備されているか。 ③学生の経済的側面に対する支援が全体的に整備されているか。 ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか。 ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか。 ⑥学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか。 ⑦保護者と適切に連携しているか。 ⑧卒業生への支援体制はあるか。
(6)教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか。 ②学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか。 ③防災に対する体制は整備されているか。

(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか。 ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか。 ③入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか。 ④学納金は妥当なものとなっているか。
(8) 財務	①中長期的に学校の財政基盤は安定しているといえるか。 ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか。 ③財務について会計監査が適正に行われているか。 ④財務情報公開の体制整備はできているか。
(9) 法令等の遵守	①法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか。 ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか。 ③自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか。 ④自己点検・自己評価結果の公開はしているか。
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか。 ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか。
(11) 国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

・学校生活の過程において、学習した内容をしっかりと個人のスキルとして表明できる人間力が必要である。何が得意、何とすべきかなど社会で求められる、自己肯定を前提としたPRが出来る人間形成が必要との意見を頂いた。また、コミュニケーションとして、相手が何と聞きたいのか・想像する能力は必要である。すぐに回答を求めるのではなく、常に読み解く事を心掛ける学生としてほしい。との意見を頂いた。学生指導、学校活動の一つの柱となる様、入学時から社会環境が意識出来る教育場面を設けている。引き続き、リメイクすることを心掛けている。

・参考書ベースの知識吸収ではなく、実践力を意識してほしい。また自身が学習している資格や技術の社会的評価はどうか…といった自己中心的な思考から他者中心的な思考をすると、思わぬ発見や新たなモチベーション、人間力形成の大きなきっかけになることがある。常に、社会で求められる資格や技術、人間力は変化しつつあるので敏感に情報を捉え、学生へ訴求できる様、指導を検討している。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和3年9月6日現在

名前	所属	任期	種別
奥村 信	オクムラ歯科医院	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員
重永 拓郎	しげなが歯科・矯正歯科	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
山田 元	社会福祉法人博光福祉会幼保連携型認定こども園宮前つばさ幼稚園	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
萩本 学	イオンリテール株式会社近畿カンパニー	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
吉田 知弘	税理士法人エム・アンド・アイ	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
山邊 康匡	山邊公認会計士事務所	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
大岡 聖門	日本救急システム株式会社	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日(2年)	企業等委員
山田 眞祐子	ふたば社会保険労務士法人	令和2年4月1日～ 令和4年3月31日(2年)	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ

URL: <https://www.o-hara.ac.jp/osaka/gakkou/shika/>

公表時期: 令和3年9月30日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ①実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報を分かりやすく示すこと。
- ②また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③情報の公表を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	①学校の概要 ②目標・方針・特色 ③所在地、連絡先④学校の沿革
(2)各学科等の教育	①カリキュラム、時間割、目指す資格 ②検定、資格取得・検定試験合格実績 ③卒業生の進路
(3)教職員	各学科の担当教員紹介
(4)キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5)様々な教育活動・教育環境	①学校行事 ②クラブ活動
(6)学生の生活支援	学習や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7)学生納付金・修学支援	①学生納付金 ②奨学金、学費減免等の紹介
(8)学校の財務	学園の財務状況公開
(9)学校評価	学校関係者評価結果
(10)国際連携の状況	—
(11)その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

ホームページ

URL:<https://www.o-hara.ac.jp/osaka/gakkou/shika/>

授業科目等の概要

(医療専門課程歯科衛生学科) 令和3年度															
分類	授業科目名			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
								講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
必修	選択必修	自由選択													
1	○		生命の科学	医学の基礎である生命活動の基礎的仕組みを学び「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前	15		○			○			○	
2	○		化学	化学の基本的な知識を理解し専門基礎の「生化学」「生理学」の学習につなげていく	1前	30		○			○			○	
3	○		生活文化論Ⅰ	基本的な社会学について理解し近年の社会問題等について考えることができるようにしていく	1前	15		○			○			○	
4	○		生活文化論Ⅱ	基本的な社会学の考えから生命科学と医療倫理の基本的な問題点をとらえていけるようにする	2前	15		○			○			○	
5	○		人間関係論Ⅰ	心理検査の体験などを通じて自分自身を理解し見つめていく	1前	15		○			○			○	
6	○		人間関係論Ⅱ	自分自身を理解しさらに患者さんの心理世界への理解へとつなげていく	2前	15		○			○			○	
7	○		情報処理	PCの基本的な原理と操作方法、情報セキュリティ等の重要性を理解する	1前	30		△			○		○		

8	○			歯科英語	英語の基礎を理解し歯科診療の様々な場面で役に立つ英語表現法を習得する	1 通	15		○					○					
9	○			解剖・組織発生学	人体の構造、組織に関する基本的知識について習得する	1 通	30		○					○					○
10	○			生理・口腔生理学	人体の機能、構成成分に関する基本的知識について習得する	1 通	30		○					○					○
11	○			口腔解剖学	歯、口腔の構造及びその周囲組織、機能組成に関する基本的知識について習得する	1 通	30		○					○					○
12	○			生化学・栄養学	人体の栄養摂取の成り立ちと五大栄養素について学び「食事療法」の学習へとつなげていく	1 通	30		○					○					○
13	○			病理学・口腔病理学	病因と病態及び口腔領域の先天異常についての知識を習得する	1 通	30		○					○					○
14	○			微生物学・口腔微生物学	感染と免疫と生体との関連についての基礎知識を習得する	1 通	30		○					○					○
15	○			薬理学・口腔薬理学	薬物についての基礎知識及び薬物が及ぼす生体への作用等の知識を習得する	1 通	30		○					○					○
16	○			衛生学・公衆衛生学	環境・社会と歯科口腔保健との関連性について習得する	1 通	30		○					○					○

17	○		口腔衛生学	歯と口腔の疾病異常の予防と健康増進についての知識を習得する	1 通	30	○			○								○
18	○		地域歯科保健・歯科保健統計	疫学と歯科保健統計及び地域歯科保健活動に関する基本的知識について習得する	2 通	30	○			○								○
19	○		衛生行政・社会保障	歯科衛生士として必要となる関連法規ろ制度についての知識を習得する	3 通	30	○			○								○
20	○		歯科衛生士概論	歯科衛生士業務を実践するために必要な考え方、医療倫理、医療安全管理及びチーム医療についての知識を習得する	1 通	30	○			○								○
21	○		歯科保存学	歯の硬組織疾患の種類と原因とその治療法についての知識を習得する	1 通	30	○			△		○						○
22	○		歯内治療学	歯、歯髄の疾患と原因とその治療法についての知識を習得する	1 通	30	○			△		○						○
23	○		歯周療法学	歯周組織の疾患とその原因、治療法及びメンテナンスについての知識を習得する	1 通	30	○					○						○
24	○		歯科補綴学	歯の欠損の原因と治療法及びそのメンテナンスについての知識を習得する	1 通	30	○					○						○
25	○		発達歯科学	小児についての理解と関連する疾病、疾患及びその治療法についての知識を習得する	2 通	30	○					○						○

26	○		口腔外科学	顎、口腔領域の疾患についてとその治療法についての知識を習得する	1 通	30		○			○								○
27	○		歯科矯正学	顎、顔面の成長及び不正咬合の理解とその治療法についての知識を習得する	2 通	30		○			○								○
28	○		高齢者・障害者口腔保健学	高齢者、障害者の理解と関連する疾患とその治療法及びリハビリテーションについての知識を習得する	2 通	30		○			○								○
29	○		歯科予防処置論Ⅰ	歯科予防処置の概念と基本的な知識を習得する	1 通	90		○			△		○						○
30	○		歯科予防処置論Ⅱ	歯・口腔の健康状態を把握し歯周組織検査、予防処置使用器具の基本的操作法を習得する	2 通	60		○			△		○						○
31	○		歯科予防処置論Ⅲ	対象者別の予防処置の計画を立案し実際に実行、操作することができるようになる	3 通	30		○			△		○						○
32	○		う蝕予防処置	う蝕の基礎知識と予防法について学びその技術を習得する	2 後	30		○			△		○						○
33	○		歯科保健指導論Ⅰ	健康と疾病の概念の理解と口腔の健康増進・維持のための知識・技術を習得する	1 通	60		○			△		○						○
34	○		歯科保健指導論Ⅱ	対象別（ライフステージ別）の口腔衛生指導・メンテナンスについて習得する	2 通	60		○			△		○						○

35	○		歯科保健指導論Ⅲ	集団保健指導を行うにあたっての計画立案・準備・実施の課程を習得する	3通	30	○	△	○	○								
36	○		食事指導法	口腔保健と生活習慣の関連についてと栄養について理解し対象者別に食生活指導を行うための知識を習得する	2通	30	○		○	○								
37	○		口腔リハビリテーション論	口腔機能管理の意義と目的を知り全身疾患との関連の理解とリハビリテーションについての知識を習得する	3通	30	○	△	○	○								
38	○		歯科診療補助論Ⅰ	歯科診療における診療補助の基礎、基本的な技術を習得する	1通	60	○	△	○	○								
39	○		歯科診療補助論Ⅱ	歯科診療補助、介助について臨床に対応し得る技術を習得する	2通	30	○	△	○	○								
40	○		歯科診療補助論Ⅲ	基本的技術の反復習熟を行い臨床での対応応力を習得する	3通	30	○	△	○	○								
41	○		感染予防法	医療安全管理について理解し感染対策の定義・方法についての知識を習得する	1通	30	○		○	○								
42	○		臨床検査法	一般臨床検査の目的・倫理と安全について理解し検査の種類と検査値の評価についての知識を習得する	2通	30	○		○	○								
43	○		救急法・救急蘇生法	全身管理とモニタリングバイタルサインについて理解し、救急救命処置について習得する	2通	30	○	△	○	○								

44	○		臨地実習Ⅱ	歯科診療の現場を知り歯科治療の実際と歯科衛生士業務の実際を知る	2通	315					○	○	○	○
45	○		臨地実習Ⅲ	歯科衛生士として業務の実践に必要な知識・技術・能力を養う	3通	585					○	○	○	○
46	○		介護技術の基礎	介護技術の全般を学び要介護者が主体性を維持できるよう基礎を身に付ける	2通	30			○		△	○		○
47	○		介護技術の応用	介護の役割を深く理解しADLの自立性の向上、個別性の尊重、自己決定の尊重を意識して質の高い介護が行えるようになる	3通	30			○		△	○		○
48	○		サービス接遇Ⅰ	サービス業務に対する心構え、対人心理の理解、対応の技術、口のきき方、態度、振舞いなど相手が快適であると感じる満足度を提供できる能力を身に付ける	2通	30			○			○		○
49	○		サービス接遇Ⅱ	サービス接遇Ⅰを受け、サービス接遇の応用力、対人心理の理解の応用、対応の技術の応用、振舞いの応用的対応など相手が快適であると感じる満足度を提供できる能力を身に付ける	3通	30			○		△	○		○
50	○		教養講座	一般知識科目を中心に社会人基礎能力の育成を行うと共に適性検査、面接など就職対策を行う	3通	30			○			○		○
51	○		卒業研究	3年間の学習の振り返りを行い学習理解をより深めると共に歯科衛生国家試験対策を行う	3後	180			○			○		○
合計				51科目	2,640単位時間(105単位)									

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>(授業) 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用で行うものとする。</p> <p>(単位) 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。</p> <p>(1) 講義および演習にあつては15時間から30時間をもって1単位とする。 (2) 実習、実技にあつては30時間から45時間をもって1単位とする。 (3) 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、(1)及び(2)の基準を考慮して本校が定める時間の授業をもって1単位とする。</p> <p>(試験等) 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認められた場合に限り、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。</p> <p>2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。</p> <p>(学業成績) 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表し、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p> <p>2. 授業科目の成績は、前1項の5種で表すと共に、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりG P (Grade-Point) を与える。</p>	1 学年の学期区分	2期
<p>(単位の授与) 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。</p> <p>(他の大学、専修学校等における授業科目の履修等) 1. 教育上有益と認める時は、校長の認めるところにより、他の大学、専修学校における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。 2. 前1項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。</p> <p>(卒業の認定) 1. 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上在学し、下記に定める授業時数以上履修、かつその該当する所定の授業科目及び単位数を修得し、卒業審査に合格した者について校長が行う。 (1) 歯科衛生学科(夜間部) 2,460時間(93単位) 2. また、次に掲げる3項目に基づき、校長がこれを認定する。 (1) 履修時間の出席率 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、および実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定をしないこととする。 (2) 授業科目ごとの学業成績 (3) 実習先施設の評価 3. 第1項、第2項に規定する卒業の認定は、最終学年の終わりに行う。</p>	1 学期の授業期間	25週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。